

一つ恒久的な安心をした基金を与えて、その利息で活動させよう、こういうねらいだと思ひます。ですから、その利息が実際に幾らの利息になるかというところは、ジェトロの活動と大きな関係を持つわけでありまして。通産省が貿易振興のための重大な一つの施策として看板に掲げておるジェトロが、これによって活動するわけでありまして。だからどうしても利息の額が問題だと思ひます。従つて、預金部が利子を払う場合に、利率何分の利子を払うかというところが大きな関心の問題じゃないかと思ひます。従つて、この基金の方の利子の率は幾らにするのか。これは、申し上げるまでもなしに、きわめて短期間の場合には利率が低いし、長期に預託すれば利子が高くなる。どういふ率で預託させるかを予定しておられるのか。この点を伺つておきます。

○小黒説明員 お答えいたします。

今回の法律によりまして五つの特別の法人に対して出資いたすわけでありまして、その出資した金は資金運用部に預託するわけでありまして、資金運用部の方では、この預託金に對してどれだけの利子をつけるかということ、資金運用部の方でござつておるわけでございます。それは、先ほど先生がおつしやいましたように、長期預託になるほど利子が高くなつております。従ひまして、たとえばたいにお話のありましたところの日本貿易振興会、この基金はその預託金の利子で事業費をまかなつていく、こういうこととございまして、その基金はずつと引き続いて取りくささないで、永続的に、半恒久的に持つておるわけでございますので、資金運用部の利子の最高

でありますところの六分で預託をする、こういうことになるわけでございます。従ひまして、二十億でございますから、一億二千万円というものが毎年預託金の利子として入つてくる、こういうことになるわけでございます。が、今年度は設立がおそくなりまして関係上、かりに九月月といたしますと、九千万円程度になる。それから、その他の法人について申しますと、労働協会は十五億円でございまして、これはやはり、日本貿易振興会と同じように、基金を保持していき、取りくさすことはしない、こういう考え方でございまして、これは十五億円の六分でございますから、平年度として九千万円ずつ入つてくる、こういうことになるわけでございます。ただ、今年度は、九月月といたしますと六千七百四十万円程度になります。それから、その他の特殊法人といたしましては、日本輸出入銀行がございまして、この預託利子は将来東南アジア開発協力のための出資に充てる、あるいはその間におきまして投資に充てるというふうなことも考え得られますので、一応短期を考慮して、三ヵ月以上一年未満の大体三分五厘程度ではないかと考えております。そのういたしますと、五十億でございますから、一億七千五百万円くらいになります。思ひますが、今年度といたしましては九月月でございますから一億三千万円程度、こういうことになると思ひます。それから、中小企業信用保険公庫でございますが、この基金は保険準備金でございますので、この公庫は、相当安い料金で、安い保険料率で保険をやつております。そうして、こういう

公庫の性質から申しまして、損失が出てくるという問題がございしますので、保険準備金を取りくさされていくというところを法律上も認めておるわけでございます。従ひまして、全部長期にするというわけには参りませんので、現在のところでは、大体としては六十五億のうちの四十億が六分程度、それから二十五億程度のもので五分五厘程度で預託できるのではないかと、こういう予想がいたされるわけでありまして、本年度は七月から大体発足を予定しておりますので、そういたしますと、九月月でございますから、二億三千三百万円程度の預託収入が入つてくる、こういうふうに一応予定しておるわけでありまして、平年度になりますとこれがもっと多くなるわけでありまして、まあ今年度は大体そういうことを予定しております。それから、農林漁業金融公庫でございます。これはやはり六十億の出資でございまして、大体これと相当半恒久的に六分程度で運用できる。すなわち一年以上は預託できるのではないかと、こういうふうにお考えしておりますので、これも、九月月で申しますと、予定では五分五厘で一応考えておりますが、現在では六分で運用できると思ひますので、年間といたしますと三億九千万円程度になると思ひます。本年度は九月月でございますから少し減る、こういうことになると思ひます。

以上、簡単ですが、お答えいたします。

○山本(勝)委員 資金の方はどういふ利率になつておりますか。

○小黒説明員 資金の方は、御承知のように二百二十一億三千万円でございますが、これは、経済情勢を勘案いたしまして、この資金を使つていかどうかという判断をするわけでありまして、従ひまして、いつときに長期の預託というところは考えられませんが、従ひまして、とりあへずは一年未満を三分五厘で預託する、こういうことになると思ひますが、そういういたしますと、平年度で申しまして大体七億程度の預託金利子が入る、こういうことになると思ひます。

○山本(勝)委員 そこで、問題なんですけれども、基金の方に利子をつけるというところは、その利子によって活動させるのだから、これは非常に意味があるし、なるべく高い利率でやつた方がいいというふうにお考えなのですか、ただ資金の方に利子をつけるというところは必要がないのじゃないか。ただ政府部内においてたな上げをした金に利子をつける、そうしてその利子を資金の中へ繰り込んでいくというふうなことは、何か法律上どうしてもそうしななければならぬようなことになつて、そういうことになつたのかもしれません。が、實質的に考えると、大体こういう資金というものを置かれた理由が、私の理解するところでは、三十一年度の剰余金というものが異常に予想外に入つてきた。しかしそういうことは将来必ずしも継続するとは考えられない。ことに国際収支がこういうふうになるにつれて、この際は金融引き締めもやむを得ない。ある程度景気の沈滞も収支の改善のためにはやむを得ない。そういうふうな政策を一方ではとるときに、異常の予想外の収支があつたからといって、これをここで使つてしまつたのでは、予算に組めばインフレ——国

際収支に悪い影響を与えるような物価を引き上げる影響も考えられるし、さらに一べん予算に組んでしまつと、来年度から収支がもうなくなつても、なかなか引き締めることが實際問題としてむずかしい。そこで、何とか、特別な臨時収入、つまりなかなか永続が予想されないような臨時収入を、政府としても使わずにおきたいということが、私は出発点ではなかつたかと思ひ、常識的によくわかることだと思ひ、もしそういう趣旨でできたのなら、これを政府がカン詰にしておいて、死蔵しておけばいいので、将来において収支が少い、あるいは景気が沈滞したとかいふ場合に、物価水準にあまり影響しない、貿易にも影響しないような限度でこれを使つていくというために留保しておくというところでありますから、私は、これに利子をつけて、その利子を基金の中に繰り入れていくというふうな必要はないんじゃないか。どうしてそういうふうな利子をつけて基金の中に繰り入れていくというふうな、自分で慰めるようなことをやらざるを得なかつたのか。おそらく、これは、何か現在の法制上の関係からそういうことになつたのではないかと。差しつかえなかつたら、一つその理由を伺ひたいと思ひます。

○小黒説明員 お答えいたします。

資金は今回の法律で新しく設けたものでございまして、従来も、特別会計とかそういう制度を設けました際には、国庫統一の原則と申しますか、直ちに財源として使つるものは別でございまして、そうでないものは、大体資金運用部に預託するというのが、国庫統一の

原則からいって、従来の慣例になつております。この場合におきましては、資金運用部へ預託いたしましたも、資金運用部の方としては、その資金の需要の方の關係から、それぞれ預託期間に応じました預託利率をつけまして、そしてその運用の面としては、この際、たな上げの趣旨に照らしまして、日銀保有の短期証券に運用する、こういうことにいたしました。資金運用部としても、その国庫統一の原則を貫いても採算上支障がない、こういうことがでるわけでございますので、今回のように、やはり資金運用部に預託することができるといふ方法を講じたわけがあります。

なお、この資金の目的から申し上げましても、これは、将来における経済基盤強化のために、予算の定めるところによつて使用する、こういうことになつておりますから、現在としては使えませんが、将来経済基盤強化のために使うという段階におきまして、些少ではございますが、そういう利率が入りまして、それで資金の額がそれだけふくらんでおるといふことによつて、経済強化に資するところの効果もそれだけふえるわけでございますので、そういうふうな面を考慮しまして、資金運用部に預託をして、利率を稼ぐと申しますか、利率収入を得るといふことは何ら支障ないんじゃないか、このように考えまして、今回のように資金運用部へ預託して利率を取る、こういうふうな措置を講じたわけでありまして。

○山本(勝)委員 時間もあまりありませんから、私の考えを述べて、答弁はなくてもけっこうです。大体、私は、

これに経済基盤強化資金という名前をつけたのは、あまり賢明でなかったといふふうに思ふのです。それで、もともとそういう経済基盤強化という積極的な目的でもつて資金を設定したというのは、法律上、資金というものは、そういう目的を設定しないでは資金をつけられないといふふうな、何か法律上の解釈があつたんじゃないかと思ひますが、しかし、そういう積極的な目的で、経済基盤強化するといふふうな目的でできたものではなくて、先ほど申した通り、余分の臨時収入が入つた、それでもつて世帯をはうりにもならぬから、これは使わずに貯金しておこうという考え方でないか。それならば非常にわかる。しかし、それならば利率をつけるということも必要はないし、それから経済基盤強化のためというが、経済基盤強化といふふうなことは、一日も早ければ早い方がいいのであります。経済の基盤を強化するといふのですから、これは一日も早いことがいい。それを将来に留保するといふことはなぜかという疑問を生じてくる。なぜ将来に留保しなければならぬか。現在経済基盤強化してはなないけないうかといふふうな、子供みたいなことですが、文字の上からいふと疑問を生じてくる。ですから、どうして現在経済基盤強化してはいいないかといふふうなことを、もし野党なら質問するかもしれないが、そういうことを問ひ詰めてくると、なかなかむずかしい。実際あつたこと——私が最初に申したことがほんとうならば、経済基盤強化といふことじやなくて、むしろ景気とかあるいは財政の調

整資金として作る、こういうことにして、こういう名前をつけたんだ方がよかったと思ふ。しかも、経済基盤強化といふ中に、道路の整備とかあるいは港湾の整備とか、科学技術の振興とか、いろいろなことを並べておられますが、これに限定するといふことが、もうすでにはなだおもしろくない。たとえは通信の整備といふふうなことがなぜこの中に入らぬのかと言われたら、これはなかなか説明はむずかしい。また、私の方から言つて、ほんとの経済基盤といふのは何かといふと、そういう道路とか港湾とかいふのは、人間の身体でいへば胃袋とか心臓とか心臓だとかいふものに当るのではありませんか。それならば脾臓もあり肝臓もあり目玉もありと、いろいろになつてきますから、それよりも、ほんとうの健康にするには、身体全体の機能障害をなおすといふことが——今日の日本の経済が、その正常なる運営がいろいろな点で妨げられて、機能障害を生じておる。こまかいことは申しませんが、これも、多角機構で立つておる今日の自由経済、市場の多角機構といふものが、いろいろな干渉によつて歪曲されて、機能障害を生じておる。それをなおすことが一番経済の基礎を直すことであつて、要するにそういう機能がずつとよくなるなら、あとはつづいてなるんですから、一つ一つ、目玉をどうだとか、道路はどうだとかいふようなことを言う、今言うように、通信はどうだ。あるいは戦争の結果としていろいろなでこぼれができておられますが、これも財源がないから仕方ないといふので、断つておるものがたくさんあります。こういうものも、こ

う財源のあるときに締束末をちやんとして、そして二度とそういう文句のないようにしてやるべきじゃないかと、私は、これを経済基盤強化として、「将来の」とか、一定の項目に限定するとか、これを預託して利率をとるというふうなことは、いろいろ疑問があるわけでありまして。しかし、おそらく、事の成り立ちには、異常収入を今使つたんであとに災いを残すという意味であらうと思ひます。それが資金といふことになる、今の財政法の建前から、目的を明らかにしないで資金は作れないといふふうなことから、やはりそこへ目的を書き込んだといふことで、こ

ういふふうになつたんじゃないかと思ふ。いづれにしても、この予算がすでに通つておることでありまして、また与党は数が多いのでありますから、早晩必ず通るにきまつておりますが、ただ最後に一つだけ申し上げておきますが、こ

ういふふうな点で、こまかな点を言つて、この四百三十六億三千三百万のうちで、基金の方は、これは利率をつけなきゃならぬ。従つて、これを運用することが必要でありますけれども、二百二十一億三千万の資金の方は、たな上げが目的ですから、利率をつける必要はないし、従つて運用することがむしろ間違ひじゃないか。運用しないで利率をつけるということになる、預金部に赤字を生じてきますし、それからい

ういふふうな点で、こまかな点を言つて、この四百三十六億三千三百万のうちで、基金の方は、これは利率をつけなきゃならぬ。従つて、これを運用することが必要でありますけれども、二百二十一億三千万の資金の方は、たな上げが目的ですから、利率をつける必要はないし、従つて運用することがむしろ間違ひじゃないか。運用しないで利率をつけるということになる、預金部に赤字を生じてきますし、それからい

る、こゝろ御答弁でありました。また、しからば、将来といつてもいろいろあるの、いつこの資金を解除して補正予算を組むかという時期をお尋ねをいたしましたところが、それはまだ言ひの早い、こゝろよりよいなお答へがあつたと思ひます。ところで、私はそれはその通りであると思ひます。が、法律の構成につきまして一つお尋ねをいたしたいのは、この法律は、今申すように、四百三十六億を二つに分けて、一つは特定の法人に対する出資に充てる、そしてこれら法人の基金として保有せしめる。他の一つ、これは二百二十一億三千万円であり、これが、経済基盤強化資金として資金に繰り入れておいて、将来予算の定むるところによつて特定の用途に使う、こゝろのことになつております。それならば、もしこの資金といたうものを成立させなかつたならばどうなるか。つまり、どうせ将来予算の定むるところによつて、すなわち補正予算を組んでこの金を使うのなら、この資金が成立しなくてもあるいはして、結果は同じじゃないか。政府が必要とする時期に補正予算を組んでやればそれでいいのであつて、めんどうな資金といふものをわざわざ作る必要はないように思ひますが、これは政治論としてではなしに、大蔵省の事務当局からお答へをいただいてもいいし、あるいは政治論として山中政務次官からお答へをいただいてもいいのであります。

○小熊説明員 事務的な面からお答へいたしますが、現在、予算におきましては、二百二十一億三千万円は経済基盤強化資金への繰り入れということで

計上されております。ただいま先生の言ひがございましたように、かりに資金がでなかつた場合といふことでございしますが、その場合には不用にいたす。ただこの場合こまかく分けましていろいろの段階があると思ひますが、かりに政府がこの金を使わないとした場合には、不用額にいたしますと、将来剰余金の中に入りまして、そしてその二分の一を下らざる額は国債償還に充てる、こゝろのことになりまして、経済基盤強化のために使う、あるいはその他でもよろしいわけでございますが、使うといふよりなフランクシヨンが半減するといふことが起る可能性があるので、こゝろに考えます。

○内田委員 それは、もしこの法律が成立しなくても、予算には二百二十一億三千万円が経済基盤強化資金へ繰り入れられておつておるのでありますから、従つて、この法律が成立しなかつた場合には、それはおつしやる通り不用に立つわけでありまして。そこで、不用に立てるか立てないかといふことは、政府の政策、われわれの政策によつて起ることであります。従つて、それを不用に立てないで、たとへばこの秋なり次の臨時国会なりあるいは次の通常国会におきまして、その二百二十一億三千万円といふものを財源にして、新しく必要の方面に補正予算を組むといふことが政策としてできるわけじゃないかと私は思ふ。そうすると、この資金といふものは体裁として存続させた方がいゝように見えるけれども、実質的には成立しなくても成り立つておつたやないかといふ疑義が起るような気がいたします。ことに補正予算の提出権は政府にだけありま

す。国会で補正予算を組むわけにはいきませんから、政府は三十三年度の予算に載つておる二百二十一億三千万円を財源として、いつでも補正予算を組めるわけである。もちろんその補正予算を組む使途といふものは、政府が思う通りに、ここに書いてありますように、道路の整備なり港湾の整備なりあるいは科学技術の整備なりあるいは財政投資特別会計への繰り入れなり、さらに必要があれば、今同僚の山本委員からもお尋ねがありました、それ以外の道へさへも政府の政策一つで組めることになるわけじゃないかと思ひますが、今の答へでは、政府が何もしないでおけば、これは、お話のように、財政法第何条かによつて、その二分の一は翌年度までに国債償還の財源に組み入れなければなりません。しかし、何もしないといふことはあり得ないことであります。政府は意欲的なものでありますから、経済や財政の状況を見ながら、いつでも補正予算を組めるのではないかと、こゝろに根本的な疑問が法律的にあるように思ふ。もう少し説明を補足していただければ幸いです。

○山中政務委員 内田委員の御指摘のことは確かに一理あると思ひますが、現在の大蔵大臣の構想といたしましては、ただいまお手元に提案いたしておりますような方法によつて、経済基盤強化に資するためにたな上げしようとするのであります。純粹に法律的であるいは政治的にいへば、内田委員のお考えも一つの方法であると思ひますが、現在のところでは、財政の与へまする刺激をなるべく弾力ある操作をもつていたしますように、一

応この資金を設置いたしておきまして、後の具体的な使用については、予算を通じて審議を経た上で、これを用ひていきたいといふ考へのもとに進んでおります。

○内田委員 まあ御説明は、明快に山中政務次官がお答へになつた通りだろうと思ひます。しかし、この資金を通さなかつた場合には、單純なる補正予算といたしましては、国会の審議を経ることは同じでありますので、私はその疑義が起つただけであります。

次に進ませていただきます。この資金といふものは、財政法第四十四条であります。法律によつて特別の資金を設けることができるという規定に淵源するのであります。資金といふものは、とにかく國の歳入歳出から一ぺん取りはずして一つのプールにするものであります。そのプールを動かすのには、もはや予算を使わないのが私は原則であると思ひます。たとえば、もう一つの法律案が提出されております。外國為替資金特別会計法の一部改正法案が出ております。これは、ごらんのように外國為替資金として、「資金」といふ言葉を使つておりますから、この場合の特別会計の歳入歳出に載るのは、この資金の運営に基く益金とか損金とかあるいは事務費だけが特別会計の歳入歳出に載るのであります。外國為替の売買そのものによる円の動きといふものは、予算の歳入にも歳出にもならぬわけでありまして、でありますから、今度の経済基盤強化資金におきまして、一ぺんこゝろに二百二十一億三千万円を取りのけて資金とした以上は、これはもう予算外に置いて、政府

の政策に従つて動かされるはずのものであると思ひます。でありますから、この法律案の第八條にも、資金の受け払いの歳入歳出外とし、その経理手続は大蔵省令で定める、こゝろに資金の原則にこれは従つておるのであります。この資金についてはさういふ建前であるはずと私は思ひながら、この資金を使うときには、もう一ぺん補正予算を立てて、一般会計や特別会計に計上し直してやるという、資金と予算との組み合わせのような形になつておりますが、これはどう理解したらいいのでございましょうか。

○小熊説明員 會計制度の問題に關連いたしますので、私から答へさせていただきます。

今回の資金は、ただいま先生のおつしやりましたように、財政法第四十四条の規定に基く資金でございます。この資金の概念でございますが、実は財政法にも定義がございせん。しかし、われわれが従来考へておりましたところによりますと、資金と申しますものは、一會計年度間に消費し尽さない予定のもとに保有するところの金銭その他の価値物といふふうに考へておるわけでございますが、その資金の動きといふものは歳入歳出に出すべきであるかどうかという問題につきましては、若干先生の御意見と違ひるのであります。原則としては歳入歳出に出すべきではないか。これは、財政法の第二條に書いてありますように、各般の需要を満たすための現金の支払いといふものが支出、歳出であります。それからその財源となるものが収入でございます。また国会の予算審議権といふ見地から考へましても、原則と

は、これはもう予算外に置いて、政府

してはやはり蔵入蔵出に立てるべき性格のものである。ただ、先ほど申しましたように、外為資金の問題あるいは資金運用部資金というような問題でございしますが、こういう問題は、その資金そのものは回転はいたしますが、必ずしも消費をするわけではございません。従いまして、その回転をしておる資本といいますが、資金を維持しながら経済的な活動を営んでいくというような場合におきましては、特別会計におきまして蔵入蔵出はこれこれであるというものを具体的に規定いたしました。特に資金の動きというものを直接蔵入蔵出に立たないというところはございします。しかし、その他の資金におきましては、一応蔵入蔵出に立てておる。いわば蔵入蔵出に立てておるような資金会計の方がむしろ多いような実情でございします。従いまして、今回のような資金でございしますが、これはまあ資金運用部資金とか外為のような活動をいたすわけでもございせん、具体的にその活動を開始いたしますのは、具体的に使用する際でございます。その使用する際におきましては、この資金そのものが消費される場合でございします。従いまして、その場合には、あらためて国会の議決を得るといのが至当ではないか、このように考えまして、このような形にしたわけでありまして、なお、この資金そのものの構想から申しまして、これは年度の関係、目的は限定されておりますが、いづれだけの金額をどういう目的に使うかという点につきましては、この法律からはまだ出て参らないのでございまして、そのときどきの情勢によりまして、この資金から一般会計の蔵入

へ繰り入れまして、一般会計の蔵出予算に計上いたしまして、その際において具体的に何年度においてどういう目的のために何年度にいくという目的のことにございまして、あらためて国会の御審議をお願いいたしまして、その御審議を願うというのがまあ妥当な線ではないだろうか、かように考えまして、このような体制にいたしましたわけでございます。

○内田委員 私、勉強不足と申しますが、寡聞にして今まで、いろいろこれまで設けられた資金のうちで、今の御説明による運営の仕組みをとつておる資金というものはこれが始めてだろうと思ひますが、ほかにも例があるものでございまいしょうか、初めてでございまいしょうか。

○小黒説明員 このような方法を使つておりますところの資金といたしましては、たとえば大学及び学校資金というよりなものがございします。大学及び学校資金と申しますのは、これは一般會計所屬の資金でございまして、やはり使用いたします際におきましては予算の定めるところによつて使用するというところで、考え方といたしましては、やはり一般會計の蔵入に入れて使用する、こういうことになつております。

○内田委員 その御説明で大へんよくわかりました。例があるというところであれば、了解ができるのであります。もう一つちょっとお聞きいたしたい。今度は基金の方であります。基金は、言ひまでもなく、ここに掲げられて五つの特別の法人への出資であります。この五つの特別の法人はすでに存在をいたしております。また、この法

律によりまして基金としての金を受け入れる予想をした規定がありまして、日本労働協会法にいたしまして、中小企業信用保険公庫法にいたしまして、すでに成立をいたしておるわけでありまして、それに出資するのは、この資金からいふに、これは基金でありますから、今度のこの法律がなくても――すでに前からあり、また先般の国会で成立した法人に対する基金の出資というものは予算にも計上してあるものでありますから、この法律がかりに成立しなくても、それへの基金の出資というものはこれは可能ではないですか。やはりこの法律が成立しない限り、その基金の出資ができないのでありまいしょうか。私は可能なように思ひます。

○小黒説明員 お答えいたします。今回この法律によりまして五つの特別の法人に對し出して出資をするという権限を政府が得ようというわけでございますが、御承知のように予算はすでに成立しております。予算の科目には、その法人に對しますところの出資金といふことで、予算が計上されておるわけでありまして、それから、ただいま先生のおっしゃいましたうちで、日本輸出入銀行及び農林漁業金融公庫、これは既存の法人でございします。ただ中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会、それから日本労働協会、これはすでに法律は通つておりますが、まだ設立はいたしておりません。ただ法律は通りまして、日本労働協会、日本貿易振興会につきましては、出資の払い込みがあつてから設立される、こういうことになつております。その出資は

何によつてやるかと申しますと、この

経済基盤強化法に基いてやる、こういうことになつておりますので、この経済基盤強化法が成立いたしませんと、法律関係から申しまして無効の法人は設立できないようになっております。それから、中小企業信用保険公庫の方につきましては、これはこのほかに一般會計から二十億というものがございしますから、これによりまして出資することとは可能でございしますが、ただ六十五億といふものもあわせて資本金の規定に掲げております。そういう関係もあつたので、この法律が通つてから設立をするというのが一番常識的な考え方ではないか、このように考へております。

○内田委員 今のお話で大へんよくわかるのでありますが、この法人に對する出資といふものは、法律がなくとも、法人に對する出資を目的とした予算の款項目がすでに成立をいたしており、またその出資を受け入れる法人の組織法がすでに成立をいたしておるのではありませんか。その予算の成立と受け入れ法人の組織法の制定によりまして、いふこの法律がなくとも出資ができるのではないかと。ただ、出資されるその基金としての管理運用につきまして、この法律にはこまかい規定がありまして、管理運用は、これは当該法人の理事長あるいは当該法人の内部規程にまかせられるというのであれば、この基金についても、この法律が成立しなくても出資ができて、先ほど冒頭に申しました資金についても、どうせこれは将来補正予算に組むのだから、この法律が通らなくても、政府は、いつでもすきなときに、補正予算財源として、本年度やらない場合は来

年度に回す。さつきあなたのおつしやるように、二分の一償還に回さなければならぬでしようが、まさかこの二百二十一億三千万円を、今年度内には使わないで、来年あるいは再来年度に持ち越すというのではないと思ひますので、両方あわせて考えますと、資金についても、基金についても、法律がなくともいけるんじゃないか、こういう

気持を持ったものでありますから、今基金についてもお尋ねしたのであります。基金についての御答弁をいただいて、ほかの野党の方が質問なさるそうでありまして、私は終ります。最後のお答えだけ願ひます。

○小黒説明員 予算があれば、そういう特別の法人――一般的に申しますと、予算に、ある法人に對する出資といふ予算が計上されておれば、それは法律がなくとも出資できるのじゃないか、大まかに申しますと、そういう御質問でございしますが、これにつきましては、国が少くとも出資をするという以上は、何らかその法人に對する監督とかいろいろな出資の目的に照らしましたところの規律というものが必要になると、われわれは考へておるわけでありまして、現実の問題としては、少くとも政府出資を単に予算だけでやつたという例は、寡聞にして聞いておらないわけですが、従いまして、今回の場合におきまして、今度のたな上げ資金のうち二百十五億を五つの法人に出すといった場合に、そのたな上げ資金からの出資という見地から申しますと、そのたな上げとの関係から必要な法律がでないのに出資をするという

ことは、今までのわれわれの考え方から申しますと、どうであるか。もちろ

ん特別の法人自体の規律の法律が成立してありまして、たな上げの關係の規律運用というよりなものができないのに、成立させるために予算だけで出資するということは、従来のわれわれの考え方からはできないというふうに考えております。

○早川委員長 本案に関する残余の質疑は次会に譲ることいたします。

○早川委員長 次に、税制に関する件及び国有財産に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 本日はまず税制についていろいろこまかい点がございますので、あまり時間をとりたくないと思ひますから、主税局長並びに国税庁長官に、恐縮ですけれども、簡明に一つ一つ御回答を願ひたい。

まず第一にお伺ひしたいのは、過ぐる国会において、本委員会に税の執行に関する調査小委員会を設けまして、東京、名古屋、大阪の現地調査を初め、本委員会にも多くの証人、参考人を招致をいたしまして、きわめて慎重な調査をいたして参りました。申すまでもなく、本委員会が所期いたしましたのは、単に法律上の問題で税の問題は解決し得ない、運営上の問題こそ実には納税者の苦悩の山積してあるところであるから、この際徴収の問題についても十分に納税者の意見を聞いて具体的な解決をしたい、こう念願したにははかならなかつたわけでありまして。しかるところ、解散も間近いという話がございまして、三月十三日に中間報告書を

作成をいたしましたして、小委員長から本委員会へ報告をされ、政府に善処方を一任をされたものであります。この項目は、大きくいって三項目にわたつておるのであります。自來、主税局及び国税庁としては、本委員会の結論に對し、中間調査の結論に對してそれぞれ御検討をなさつてきたことと確信をいたします。そこで、三項目にわたる問題について、その調査の検討の経緯及び結果を端的に承わりたいのであります。

第一は、査察制度であります。査察制度に対する本委員会の答申は、第一に、あまりにも査察の対象が結果的に中小企業、特に同族会社に対して行われる傾向があることを指摘いたしました。第二番目には、科学的裏づけ調査よりも、檢察の権力の強制調査を重点とする結果、査察の効果よりも、善良な納税者及び第三者に対して必要以上に圧迫するおそれが多分に現われ、査察に對する社会感情は不信に傾いていくことを指摘いたしました。第三番目に、査察事件の内容が外部に漏れて、査察ブローカーの介入する疑いが多分にあること、第四番目に、中小企業の特殊性と商習慣を無視されていることを指摘したのであります。しかも、それらを総合いたしましたして、戦後の納税道義の低下していた時代においては格をそのまま存続させることは妥当でないという意見が圧倒的でありましたし、一部には廃止すべしという強い意見もあつたことは、御存じの通りであります。私もその後の査察の状況について多少の関心を持つておるわけでありまして、この点について、

国税庁ないしは主税局において、査察のあり方及び指摘いたしました点について、どういふ検討を遂げられ、結果を生ぜられたか。まずそれをお伺ひをしたいと思います。

○北島説明員 前国会におきまして、当大蔵委員会におきまして非常に御熱心に税の執行について御調査をいただいて、その結果、三月の中旬に中間的の執行の任に當る国税庁といたしまして、国会の審議の経過並びに中間報告をよくそしやくいたしました。鋭意検討いたして参つたわけでありまして、実は本日総合的に答へすべきでございしますが、ただいま資料等持ち合せておりませんが、さしあたり、ただいま横山先生が御指摘になりました点につきまして、私どもがただいままで検討したところを申し上げたいと思ひます。ただ、残念ながら資料を持ち合せておりませんので、件数、金額等につきましては、それに触れることはあつたと思ひます。あしからず御了承願ひたいと思ひます。

まず、査察は、最近中小企業、特に同族会社に片寄つて行われていないかという御指摘であつたと思ひます。この点につきましては、私ども、特に中小企業を目的のかたきにして査察するといふことは、毛頭考へておりません。査察の根本方針といたしましては、できるだけ悪質な納税者を査察いたしまして、そのうち特に悪質なものを刑事訴追にまで持つていく、こういう制度でございまして。ただ、昭和二十三年に主税局の査察部で始めたわけでございますが、その当時は、至るところ軒並みに大法人が、たとえば、当時の税制及び

経済状況からいたしまして、本来はあつたからざる申告をしておつたように思われまして、その当時といたしましては、大法人を相当広範囲にとり上げまして、査察いたしておつたのであります。ところが、御承知のように、経済界も安定して参り、それから税制も整つて参りますと、わずかな査察でもつて大きな損害を受けるということは、非常に会社としても損害が大きいわけでございまして、これは、私どもの観測でございしますが、大法人におきましては、おおむね税法所定の申告に近いものではできておるとたゞいま考へております。ただ、同族会社等につきましては、これはいゝわるワン・マン・カンパニーで、一人の主宰者の意思によりまして、どうにでも操作ができる部面が多いのでありまして、勢い、同族会社方面においての脱税が、その後相変らず引き続いて相当広範囲に行われておるといふ観測なのでございまして、結果的にございまして、査察される件数につきましては、中小企業の方が多くなつてございまして。しかしながら、もともと全国で法人が現在約五十万ございまして、そのうちで、大法人と目される一億円以上の会社であります。千四百社しかございせん。それから、調査課で所管いたしております資本金一千万円以上というのが約一万五千でございまして。そういう小法人というところに相なるわけでございます。従いまして、勢い、査察された場合におきましては、中小法人の方が割合としては多いということには相なろうかと思ひます。私どもも中小企業目当てに査察をするというこ

とはいいたさない方針でございますし、また特に今後につきましても、そういうような御非難を受けることのないように注意いたしたいと思ひるのであります。

○横山委員 お言葉中ですが、ちよつと先ほどお断りしたように、非常にたくさん問題がございまして、御説明をいただくということでもなくして、中間報告に對する審議の経緯及び結果を承わりたいと申し上げておるのであります。今の御説明の点については、当時御説明をいただいてわかつております。どういふ措置をとられたかという意味が私の質問であります。

○北島説明員 ただいまの査察事件につきましては、その後、局長會議等におきまして、小委員会の中間報告の御趣旨も十分説明いたしまして、そのような疑惑を受けることのないよう、できるだけ悪質な大納税者を中心に査察しよう、こういうふうな考へて指示いたしましたのであります。ただし、査察の制度そのものについて、これを變更する必要があるかどうかという点につきましては、私ども、現在におきましては、査察制度はやはり現状において必要である、こう考へております。しかも、充足した當時に比しまして、査察官の数なども減少いたしまして、極力その後の情勢の推移に即応するようにいたしておるのでありまして、特に現在の査察の制度を變更するという考へ方はたゞいま持つておりません。

○横山委員 意見はあとで申し上げます。協議団制度が第二の指摘の点であります。協議団についてわれわれが指摘いたしました点は、協議団は救済機関というけれども、国税局長の下部機構

であるから、主官部から強い反論があるときには、勢いそれに押されて、当初の判断と異なる審査決定が行われることが多い。協議団に持ち込んで、審理が相当長期にわたって、その間納税者は不安定の状態に置かれ、利子税等の累積に悩まされる。協議官の人事は、税務職員のおおむね山崎的な感があるもので、沈滞している。こういう点について不満があることを指摘をいたしました。さらに、本問題については検討を続けるけれども、協議団制度についてPRを徹底せしめるよう努力すべきであるというような点を指摘をいたしました。協議団については、特に運営機構、人事の問題について具体的に指摘をいたしておりますが、いかがいたしましたか。

○北島説明員 協議団につきましては御指摘の第一点は、直税部、徴収部等の主官部から強い反論があるとき、それに非常に押されがちではないかということでありまして、この点につきましては、ちよつと文書は忘れましたが、国税庁長官の通達をもちまして、できるだけ協議団の協議決定を尊重するよう通知いたしております。そのようなことのないように従来から注意いたしておると思ひます。ただ、協議官の人事につきましては、税務職員のおおむね山崎的な感があるという御指摘がございましたが、実は、当初協議団ができましたときには、税務官吏の第一線から協議団に移ります場合におきまして、ややそのような傾向があつたのであります。しかし、これは協議団の制度の趣旨から申しまして適当ではございませんので、その後の人事におきましては、そ

のような観念を抱くことのないよう、協議官につきましてもできるだけ人材を簡拔し、それからまた、協議団に長くおることなく、時期があればこれを税務署長その他に転出させる、こういうような新陳代謝の措置を講じておるのであります。実は、先般の税務署長の大異動におきまして、そういう方針をもちまして、極力清新、有能な協議官を送り込むとともに、協議官で、相当長期にわたり、しかも有能な者はまた第一線に戻す、こういうようなことをいたしております。ただ、制度の問題といたしまして、協議団と

いうようなことでなく、あるいは国税局の一つの部にしたらどうか、もう訟務部または苦情処理部というやうなことにしたらどうかということも考へるわけでありまして、これは法律の改正を要する事項でありますので、今後におきまして部内において十分検討いたしたいと思ひます。

○横山委員 一つお忘れになりました。協議団に持ち込んでも、審理が相当長期にわたり、その間納税者は不安定の状態に置かれ、利子税等の累積に悩まされておるという指摘でございます。

○北島説明員 まさにその御指摘がございました。実際申し上げますと、協議団に持ち込まれるものは実には相当焦げつきのものが多いのであります。最初決定を受けましたあとに再調査の請求をし、それがけられて審査請求、こういう格好になるわけでありまして、協議団に来るときにすでに相当問題の多い事件が多いのであります。従いまして再調査の決定のようになかなか簡単にできないために、ときとして長

年月にわたることがございます。しかし、これは、御指摘のように、長年月にわたることによりまして、いたずらに利子税等が累積して、納税者の方が結局悩まされるということになりますので、そういう未済は極力一掃するよう、私どもの方として現在奮勵いたしております。

○横山委員 第三番目の指摘は二つありまして、一つは、現在の課税の実態を見ると、効率表、標準率表による申告納税制度を国税庁みずから否定する結果となるおそれがあるから、この効率表、標準率表を廃止せよ、または公表すべきであるとの強い意見がありまして、いずれにせよ、当面この運用については再検討すべしとの強い意見に一致いたしました。第二番目は、国税庁外郭団体の実情については一般から疑惑を招く点が多々ありますので、今後は公正、明瞭な協力関係を樹立するよう早急に改善すべきであるとともに、特に人事については慎重を期せられるよう指導すべきであると考えます。この二点についてはどうなされますか。

○北島説明員 標準率、効率率につきましては、前国会におきまして当委員会においても種々御質問もあつたのでございまして、国税庁といたしましては、いわゆる白色申告者の課税につきまして課税の公平適正を得るために、やはり同業者間におきまして実際に調査いたしました実績を援用するのが効果的であると思ひます。標準率表、効率表につきましては、今後これを廃止するつもりはありません。ただ、標準率表、効率表の作成の方法につきましては、さらに念を入れまして、適正な平均値を反映するようにいたしたいとい

いうこと、それからさらに、これを実際に運用するに当りまして、画一な適用に陥ることのないよう十分注意いたしたいと思ひます。

それから、外郭団体の問題でございますが、この点は大阪納税協会に関連しまして御指摘があつたのでございしますが、問題になりました大阪納税協会につきましては、その後直ちに助成の措置を講じまして、極力短期間に税務署から出ていつて独立な事務所を設けてもらひ、こういうふうな処置をいたしております。なお、いやくも瓜田にくつを入れました疑惑を招くというやうなことがあつては、税務の執行上非常に大きな障害になりますので、今後、このやうな外郭団体につきましては、まことにどのような御指摘も受けることのないよう清潔にいたして参りたい、こういうふうな考えをしております。もちろん、人事につきましては慎重を期しまして、御指摘のやうに一般から疑惑を招くというやうなことにならないようにいたしたいと思つております。

○横山委員 せっかくであります、北島さんのお答えは私はきわめて誠意な結果であると断ぜざるを得ない。本中間報告は野党が完全に意見が一致いたしましたものであり、大蔵委員会の結論となつておるのであります。立場の相違はあるいはありますが、まあ、しかしこれは国会の意思となつたものであります。しかも、本報告書を作成をいたしましたについては、それぞれ地方にも出張いたしましたし、言うならば国政調査のときの出張と格段の違つた努力が払われて、そうしていろいろと議論の末これが決定をいたしましたものであります。

○北島説明員 当委員会の中間報告に對しましては、国税庁内部におきまして関係部課相寄りまして慎重に検討い

であります。あなたの仕事の立場からいうと、あるいは意見のあるところはあろうかと思ひます。それを私は否定はいたしません。しかし、国会の意思として決定をいたしました査察制度について、制度を変える必要はない、あるいは指摘をいたしました点についても、そうねらつたことはいないけれども、そういう結果になるであらう、そういう言い方は、私も前から指摘をしておる。それもわかつての上のお話であります。協議団制度についてのお話についても、私はもう、国税庁内部においても、大蔵省内部においても、協議団についての改正意見があることも承知をしておるわけですが、しかし、今のお話によりまして、極端な言い方をいたしますが、弁解をなさつておるといふ感じが受け取られな

い。大蔵委員会が先般の委員会では、委員会を設置いたしましたけれども、委員は、くどくどは申しませんが、法律を作つて改正をしただけでは税の問題は解決しない。運用の問題にこそ納税者の大きな中心的な問題があると活版を開いて、そうして小委員会を作つて何回も何回も議論をいたしておるのではありません、それにしても、次官が当たつたにしましては、あなたの方のた

だいまの御答弁は解しかねます。一体本中間報告は国税庁内部で正規の機関で検討なさつたことがあるのかないのか、あるいはまた大蔵省の本省自体で中間報告を真剣に検討なさつたことがあるのかないのか、これを伺つておかなければなりません。

○北島説明員 当委員会の中間報告に對しましては、国税庁内部におきまして関係部課相寄りまして慎重に検討い

引もあるわけであります。その貿易面の輸出をした、それによる所得の部分について、かかる法人税を相当まけるといえますか、減税しているわけですから、そうすると、結局総体の所得の

うち残った額はわかるのです。留保は、減税された部分は幾ら留保する、その他は幾ら留保するとまでは言いません。結句最後に商事会社は十億なら十億の所得があった、法人税その他を四、五億払いまし、残りの五億なら五億を株主にどう配当した、社内はどう留保したかというところを見る場合に、結句、たゞいままでのやり方として、総体の留保率、一般の貿易をやらない商事会社あるいは製造会社その他に比べて、なるほど減税の利益を社内留保しようという努力が認められるな、つまり留保率が一般のレベルより高いなということがいわれなければならない。その高い度合いを免税になった額と対照されるわけだ。私も過去の実績についてそういう検討をいろいろいたしてみましたが、今手元に数字を持っておりませんが、それらを拝見して、実は特に強くこれは何かいなければならぬ。株主に配当するということも、回り回って、株の配当がふえれば商事会社の資本充実に役立つ、そうすれば貿易のための資本がよりよく集まるといふ効果はあるでしょうけれども、それは、この制度の使い道としては、すぐに消えてなくなってしまうような感じがするから、やはり留保率が一般より高くなかならぬという目で見たいわけだ。私の記憶では、一般より高くはない、一般と大体同じ程度だったというところが、何社か調べた私の記憶です。それで、特にあのときに、こういう減税を受けているなら、それは困るときのために持っているものでなければ困る、それをやるためにあの制度は今までよりかはるかに有効な制度として

使えるはずだということを申したわけでありました。昨年暮れの通達には、そういうことをやらせるについて、若干技術的な線を入れて、今申したような結果になるようなことを指導し要望するという意味で、通達局長に流し、かつ関係の各種団体にその写しを回したというわけでありましたから、そういう線で今後の数字がより満足なものになってくるということも私も期待しています。今後集まってきた報告、数字あるいはその他のデータから、私も検討する数字というのを見て、それをお目につけようというつもりであります。

○横山委員 もう少しその点についてお伺いしたいのですが、時間がございせんから、次の問題に移ります。

昭和三十一年五月二十二日、衆議院商工委員会の附帯決議でこういうのがあります。「繊維機械の耐用年数を短縮し、その近代化を促進すること。」

当時本委員会におきまして耐用年数の問題が相当議論されました。伝え聞くとところによりまして、大蔵省におきましては、現在のところでは耐用年数の圧縮問題だけを審議する耐用年数協議会は見送つたということが、最近伝えられておるのであります。私は、今日の経済情勢だけを考えれば、そのようなことが考えられないこともないと思ひます。しかし、この耐用年数の問題が昭和二十六年以来放置をされておつて、そしてきわめて実情にそぐわない点が見えてもいるという点を、大蔵省としては根本的に考えるべきではないか。移り変わる経済情勢の間に間に、やりましようと思ひ、そうし

て今になつてはやりませんと答えるというところでは、これは權威もくそもあらうはずがない。耐用年数の基礎的な理論及び年月を経た歴史的経過というもの、耐用年数を圧縮すべきである、現状にそぐわない点を改正すべきであるとしたならば、これはやはり、国会における院議なり、あるいは大臣がそれに對して善処すると答えたその精神というものは継続されなければならぬ、この思ひの通りであります。耐用年数に關する大蔵省の検討というものはどういふことになつておるのか、これからどうしようというのであるか、一体それについてどういふ議論があるのか、その経緯を明らかにしたい。

○原純政府委員 耐用年数問題は、二つの角度からまず問題を考えなければならぬと思ひます。一つは、機械を買つて、それを据へ付けて使つていく。使ひ終るまでにはその元が回収されなければならぬという意味の技術的な機械という元は、百万から百万という機械を各事業年度にどういふふうに割り付けるかという技術的な問題が一つ。それから、もう一つは、特別措置的な角度から、税負担を軽減しようという角度から耐用年数を短かくしてくれという希望が出来る、これが一つ。耐用年数問題を考えます場合に、この二つがからまらうと思ひます。私どもの態度はこういふふうなもので、私どもは、後者の政策的な耐用年数の調整をするについては、これは各般の他の要求と突き合せてよほど慎重に考えなければならぬ。そうでないと、事業をやっている方でも設備をうんと持つておる、ほとんど設備で仕事をしてお

るような事業をやつておる人は、非常に所得に對する課税が有利になるわけですから。その人は相当膨大な資産を持つて早く回収してしまふわけですから、もう回収してしまひましたも、値打は、まだ、まるまるといひますか、半分は以上残つておるのです。そういう設備を持つていないで、運転資金のよるな格好でやつておる人は、相当大きな金を回しておつても、税金は全部とられるというふうなことになります。そういう意味で、やはり公平、不公平というふうな見地から考え、またそこには、そういう設備産業というか、設備を持つ人はより優遇するんだという角度もありましよう。それらを十分考へた上でやらなければならぬ。か、政策的にやるのでありますれば、こまかいや目を立てるといふよりも、耐用年数を二割短かくしろ、あるいは三割短かくしろというふうな話になりやすい。一割耐用年数を短かくしますと、税額で二百五十億減つて参ります。二割も短かくすれば、五百億も減つてくる。これは、特別措置の中で、御案内の通り二百五十億なんという特別措置は今一つありません。百何十億というのが一番大きいわけでありまう。言われておる話は、技術的な角度からの話だけでなくて、政策的に一つ二割くらい短縮しようというふうな意圖で言われておる角度が相当強いのです。それだと私どもとしては大問題だ。今特別措置で全部で八百何億といふわけでおるのに、さらに五百億減収を生ずるかも知れぬというふうな角度のものを、抽象的な理論だけで済ましてはいけな思ひます。その面

での議論はしてよろしいが、それには相当突つ込んだものが要りますよといふことが一つ。それから、そういう政策的な角度を持つておるなら、お話しになるのは、世の中が變つて企業の機械の構成が變つておるという技術的な形で行われることが多いのです。その面も私も大いに考へる氣持はあるのです。現に、この春ですか、昨年の春ですか、両方でしたか、あれはラジオが何かであつたと思ひます。設備が今まで考へておつたのと異なるきり違ふという情勢になつてきておるというものは、それに合はして年数を変えております。また、はつきり変えないでも、国税庁長官に申請して、この工場は普通八時間稼働の機械を三交代でぶつ続けでやるからよけい痛んだというふうなものについて、これはできるというふうな制度もありません。これらについては具体的な事実に基づいて措置するわけで、どんなやつて参るといふかまえております。

大体その面があるので、技術的な面の改正は私も今までほとんどやつておると思ひます。業界からいろいろ要望があらはれるのは、その技術的な本質を持つ要望が強い。それに就いては、私も、やはり技術的なもの、実際の数字を見れば、技術的なものは、機械がだんだん近代化的になつて、廃棄するなら實際廃棄になつておる年数が、昔から今にかけてどう變つてきておるかというデータを出して、今、昔のデータがわからないなら、今

でもいから出してくれということ

をお願いしておるわけですが、それを見
た上で、私どもは、技術的な角度から
これは当然やるべきことだからやる、
政策的な面は、これはいろいろな政策
的な要求とあわせて、別の角度からの
検討が要るだろうというふうに思つて
おります。私も政策的な角度からの
耐用年数の短縮については、ただいま
必ずそれをやるというつもりで一昨年
の調査会の答申を了解しておるわけ
ではなくて、技術的な意味で変えるべき
点をどう変えるというのをまず
やるという気持ちで考えております。

○横山委員 これは、国会側の意思と
あなたの方の考えとは非常に違ひます。
もちろん、あなたのおつしやるよう
な技術的なことは、当然これ
は事務当局としてなすべきことで
あつて、国会側の議論の対象にはな
つていないと私は思う。しかし、政策的
にやるにしたら、あなたの言うよう
に、一割でも二百五十億かかるから、
とても財政的にできない、またできる
という議論はあるであらうが、
しかし、国会が商工委員会なり大蔵委
員会で大臣から善処するという答弁を
もらつたのは、そういうテニオハを直
しますからということと私どもが議論
をしたわけではないのであります。い
わんや、耐用年数の委員会をわざわざ
作るということに至つては、そういう
雰囲気があり、そういう機運が上つた
というに至つては、そんなテニオハを
直すからわざわざ委員会を作るとい
うのもありますまい。これは私は常識
の問題だと思ふ。しかし、そういうこ
とが政府内部において一たんきまり必
要性を感したけれども、今の経済情勢
はこういう設備をある程度制限する経

済情勢になつたんだ、あるいは生産過
剰の段階でもあるからこれはやめたん
だ、こうはつきりおつしやるならば、
これもまた筋が通ります。意見は別に
しても、それは筋が通ると思ふ。何だ
かその辺をあいまいにしておいて、国
会の意思はこうであつたというふう
にあなたが独断なさるの、これはいさ
さか軽率であります。その辺をもう少し
し明確にされる必要が今日としてはあ
る。すでにそれぞれの経済団体から、
この耐用年数短縮の意見というものは
膨大に出ておる。通産省にも出てお
る。通産省から大蔵省にも行つてお
るはずであります。そういうものをほ
かぶりをして、テニオハだつたらよろ
しゅうございませう、これは大蔵省独断
が過ぎると私は思ふ。この点はいかが
です。

○原(純)政府委員 私どもは、問題を
取り上げてゐる角度はこうだといふこ
とを申し上げておるわけです。これは
何も言ひわけをしてゐるだけのこと
ではありません。業界に対して、耐用
年数問題では必要があれば詳しく申し
上げてよろしゅうございませうけれど
も、償却というものは本質はどうい
うものであろうか、考え方が七つか八つ
ございませう。それらを全部洗つて、そ
して業界のいわれるのはどういふ角
度でいわれるのだからかといふような
ことから、そういう角度でいわれるの
ならば、その償却といふものはどうい
ふにやるべきかといふようなことにな
つてくるかといふようなことから、
あるいは各国の制度はどうなつてい
るかといふようなことから申しまして、
これはもう一昨年の暮れの答申であり
ますから、昨年の春以来私どもは非常

これに対して検討いたしております。
決して言ひわけを申してきん然とする
という気持はありませうが、問題を本
質的に突つ込んでいけばいくほど、そ
ういふ技術的に当然変えるべき面と政
策的に考えるべき面といふようなもの
をはつきりとつかんで考えないと、こ
れは結論を出す場合の態度として不十
分ではないか。政策的な面について
は、どうも特別償却の制度の景気との
関係が、イギリスのように、景気が
ブームになつてきたらすぐこれを
引つ込める、悪くなつてきたら広げる
といふような制度にもまだなつており
ません。若干は政令でできますけれど
も、なかなかそうなり切らぬというよ
うな面がある。償却制度については、
やはりそれらを含めて相当根本的な検
討が要るというふうな気持で、もう昨
年来私どもの主税局のエネルギーの相
当部分をさいて勉強をいたしておるわ
けで、決してきん然としてゐるとい
うのではないので、その辺は御了承い
ただきたいと思つ次第であります。

○横山委員 不満足な意思を表明して
おきます。
次にお伺いしたいのは、この間、
税制特別調査会が、間接税体系整備の
基礎となるべき計数資料の作成につ
いて成る専門小委員会の報告書を出して
解散したものであります。一体これは
何ごとでありますか。私は、大蔵省
が、本委員会のたび重なる請求によつ
て、まさにたび重なる請求によつて、
逃げ足であつたあなた方が間接税部会
を作つた。そして去年の暮れに間に
合せるのかと言つたら、いやいやなか
なかかかります、こう言つた。この間
の国会においては、どうせそんなもの

はなかなかできやしないのだから、わ
れわれが政治的判断をある程度交える
かもしれぬけれども、一つ物品税の改
正なりあるいは酒とビールの均衡上の
ビールの問題なり、間接税の問題につ
いて結論を出すべきだと言つたところ
ろ、八方抵抗をした。そして税制特別
調査会においては、これは何をしたの
ですか。あなた方は、学者を集めて、
学者に勉強でもさせたのですか。これ
が何も参考にならないとは私は言わ
なければならぬ、これがあなた方が求め
た結論であるとするならば、これはわれ
われの意思を全く逃げ回つた結果しか
出ておらないと私は思ふ。こういう
のがほんとうのあなた方が所期した目
的であるとするならば、これは、百年
河清を待つといひますか、こういうこ
としか言ひ得られないと私は思ふ。一
体この専門小委員会の報告書なるもの
を——こんなややこしいものは国会議
員でもだれも読んでないと思ふ。お
そらく大蔵省でも課長さんと担当者
らしいか読んでおらぬと私は思ふ。原
さんなんかおそれて私に読んでおらぬ
と思ふ。いや、あなたみたいな人がこ
んなものを読んでおつたら、あなたは
仕事に勤まりませうぞ。もう少し間接
税はいかにあるべきかという結論を出
して、「こういう点について具体的に法
案を作成すべきである」といふことが求
められた結論であつたはずであります。
もしそうでないとしたら、ひそかに手
を回して、今度結論を出してもらつては
ちよつと困るから適当にしておいてく
れと言つて、頼んだのではないかと私
には疑われてなりません。そういう誤
解すら現に生まれておるわけでありま
す。少くとも、国会の意思としては、

過ぐる池田大蔵大臣、一萬田大蔵大臣
の当時から、間接税について次はやり
ますといふことをしばしば公約をさ
れ、本委員会の結論になつておる。その
結論が、ただにお酒の点で物議をか
まして、えらい北島さんにまで迷惑をか
けたことになる。そういうことまでし
て、お酒の問題だけどういふか、けん
知りませんが通り過ぎて、あとの間
接税については何らの結論もやられて
いない。本国会においてかような報告
書がわれわれの目に入るというのは遺
憾千万であります。間接税についてど
ういふ考え方をもちてこれから進もう
とされるのか、具体的に一つお伺い
いたします。

○原(純)政府委員 先般五月の末に税
制特別調査会がその予定の期限でい
わは解消したということから、その後
のことについて十分一般に申し上げ足
らなかつたのかもしれない。お話を
よりな御心配が出たといふのは大へん
恐縮に存じます。しかし、それは、何
にもなつてしまつたのではないでな
く、今後も、各方面の意見を聞いて、
いろいろ税制改正のことをやつていく
つもりではあります。その中の大きな
柱の一つは、やはり間接税の根本的な
再検討で、これはやるつもりで私ども
は考えております。なお、その基礎
となります間接税関係のいろいろな弾力
性その他の客観的な資料は、調査会
は一応解消いたしました。その際調査
会の委員さんの下に立つて幹事として
各三、四の大学から先生に入つてい
だいて、統計局から人も入つていた
だいてやつておりました幹事会、この
人たちは、引き続き大蔵省からそ
の仕事を委託するという格好で、委託

るか一つ御報告を願いたい。そうして私の時間の節約をいたしたいと思ひます。

それでは、恐縮でございますが、次に国有財産の質問に移りたいと思ひます。最初小牧の問題についてお伺ひいたします。小牧に関連をいたしました、アメリカ軍から返還をされる国有財産の使途について、いろいろと基本的なお考えを大蔵省から承わつたのであります。その際に私が申し上げましたこととします。これを国有財産としてどういうふうなうに使用するのかについては、単に自衛隊中心主義という考えはなさらないように、地元の産業の発展ということに

感を払つていただくようにお願いをいたしたのであります。一方、自衛隊からいろいろ御意見を伺いますと、自衛隊は、おれの方は国有財産がいかにあるべきかということは一応関係がないから、おれの方がこれはほしいというものは率直に大蔵省にものを言う。まあもつともな御意見であります。そういう立場でありましょう。しかりといたしますならば、大蔵省として、国有財産の返還後におけるあり方というものはどういうものであるかという基本的な考えがなければなりません。私が地方の実情をいろいろと聞きますと、どうもこういうことが感じられてならぬのであります。つまり、自衛隊と地元とけんかをしているところは、ゆつくり話し合つてくれ、話し合つてまとまつたら、それでけんかがなかつたら、それで大蔵省としても了解をしようというお考えのような気が私に

はされてならぬのであります。なるほど、それは、争いが無いということに望むにおいては、もつともこのようではあります。それでは無為無策であり、それでは安易に墮すると思ふ。この際重ねて伺ひますが、米軍より返還をされます固有財産のあり方について、大蔵省としてはどういふ基本的な態度をもつて臨んでおるか、これをこの際まず明確にしたいのであります。

○賀屋政府委員 提供財産が返還されました場合、これをどういふふう処理するか、その基本的な態度について御質問でございますが、この点につきましては、前国会あるいは前々国会にも御質問がございましてお答えいたしましたことと大した相違はございません。国の財産でございますので、必ずしも自衛隊というところは申しませんが、国の用途に充てるといふことをある程度優先的に考えるというところは、これはいたし方がないと思ふのでございます。その場合におきましても、かりに防衛庁の必要ということ認めました場合におきましても、従来軍事目的に使われておつたから、その全体をそっくりそのまま新しく自衛隊に使つていただくというところは、必ずしも考へておらないのでございます。必要最小限度にとどめていただくという考えを持つておるわけでございます。それから、この返還財産をめぐりまして、地元の御要望というものは、大なり小なり必ず起つてくる問題でございますが、地元の御意見を十分拝聴するといふ点も、従来と異なりなく、今後も踏襲して参りたいと思つておるわけでございます。そのほか、公共団体で使われ

ます場合のみならず、民間の利用誘致といふ点も、財産の活用として十分考慮していくべき問題であらうと思つております。地元との話し合いといふことはきわめて大事なことでございまして、無理のないところで処理を決定していくことを考へておるわけでありまして、返還されます財産の態様にによりまして、いろいろこまかい考へ方の相違はございしますが、大きな筋としてはそういうふうな考へております。

○横山委員 賀屋さんのお話はどうも抽象的でよくわからないのであります。私が申し上げるのは、どうも大蔵省として、固有財産について、返還財産について、かくあるべしという基本的な考へがないのではなからうか。これは単に管財局だけできめるべきものでもありません。大蔵省として、あるいは政府として、返還される膨大な財産について、産業の発展のために、あるいは中小企業の育成強化のために、あるいは地元の施設のために、大筋から割り出すべき問題ではなからうか。単に、防衛庁の要求と地元の要求とがかけ合ったならば、話し合つて、それで折り合ひのついたところで何とかしようという安易な気持ちが、私には考えられてならぬというのです。そうだとするならば、何か具体的にこのものがなくなるほどどうかというものがなくてはならぬはずではないか。これを私は繰り返して言つておるわけでありまして、全国の軍事基地なりあるいは返還財産にからまるいろいろな問題の経緯を考へてみますときに、ど

うも大蔵省がやや逃げ腰のような格好で、まあそれは争いが無いということに望むのはもつともではあるけれども、しかしやや安易に墮しておる感じがする。これは、もう少し高い角度で、政府として考へるべき点ではなからうか、こう思つておるのであります。これはぜひ一つもう少し高いレベルでお考へを願ひたいと思ふ。

ついでには、小牧の問題について若干お伺ひをしたい。最近の新聞によりまして、小牧の基地駐留の米第五空軍第六一〇一大隊は、かねて撤収のうわさがあつたが、六月三十日限り全員同基地を引き揚げて、名古屋の米空軍熱田倉庫へ移つて、そこで通勤の形で同基地の接収管理を続けることが、司令部から明らかにされたといわれておるわけでありまして。ところが、一方、同新聞によりますと、自衛隊では今も基地の全面的相統の考へを捨てずに、航空幕僚監部と話し合つて、米軍事顧問団所屬、全天候機操縦訓練中隊の小牧派遣計画を進め、来月初め同中隊の到着を待つて、現在の移動訓練を半永久的な駐留訓練に切りかえる方針を固めておる、こういうことが報じられております。私は先般本委員会において返還前の問題を議論いたしました。管財局としては、返還前は、アメリカの問題であるから私の関知したことでないと言ひ、それから、防衛庁としては、現在の態勢を、火事どろ式といひます。それを質量ともに増加する気持はありませぬから、そういう野心はありませぬから、どうぞ御安心を、こうおつしやつておつたのであります。ところが、この新聞が事実だといひますれば、これは質的な変化であり、量的な変化にもなるのであります。

そのなれば、返還前に既成事実を作り上げて、身動きならぬような格好にしておいて、小牧はおれのものだといふ考へがそこはかとなく見えるような気がいたすわけでありまして。さらに運輸省の航空局にお伺ひをいたしたいと思ふのであります。運輸省の航空局が小牧を国際空港にするという気持を立てておるのか、それらを、どういふ点にどういふことになつておるのか、どこに問題があるのか、またそれに対して大蔵省としてはどういふ判断を立てておるのか、それらを、どなたからでもけっこうです。運輸省と大蔵省との話し合いの現状、これに対する大蔵省の検討を簡単に明瞭に一つお伺ひをいたしたい。

○林説明員 ただいま御質問のございました小牧の問題でございますが、地元の方で小牧の飛行場を将来国際空港として使用したいという御要望のあることは、先般の国会においても御質疑がございまして、御答弁申し上げた通りでございます。私も、現在、小牧の飛行場は、国際的にはICAOのオルタネート国際空港といたしまして、オルタネートの空港すなわちこれは代替空港と申しておりますが、そういう指定を受けておる飛行場でございます。まして、われわれとしても、将来南方あるいは東南アジア方面におきましていろいろ航空事業が発達して参りました場合に、小牧の飛行場というものは相

当の重要性を持つてくるであらうといふことは予想しております。従つて、地元の国際空港にしようという御要望に對しましては、われわれとしても十分それは尊重するといふ意思をこの前表明した次第でございます。ただ、現在のものは米軍が接収中でございます。これは新聞等では六月末これが返還されるというふうなことが報道されております。この点につきましては、防衛庁の方で正式に御返事があると思つておりますが、われわれとしては正式には何らその点についての通知は受けておりません。しかしながら、それに近いような話は、現地におきまして担当官が向うの基地司令官に会いました節等には、いろいろとそういう計画についての話はあつたようでありまして、正式には承つておらないのであります。しかし、いづれ小牧の飛行場が返つてくるということは当然予想されることとございまして、運輸省といたしましては、それが返つてくるまでの間に、防衛庁その他これを使用する側といたしまして、当然この将来の使用計画について打ち合せをする必要があるといふことで、打ち合せをやつておる現状でございます。ただ、現在、担当官の間におきまして打ち合せをいたしておるのでございまして、また、その将来の計画について、私も運輸省航空局と防衛庁との間において、最後の話はついてはおりません。

大体、小牧の飛行場の使用につきまして、防衛庁と航空局で調整すべき点は三つほどございまして、防衛庁におきましては、ただいまお話のありましたような飛行機をあそこに持つてきて使

量的な変化にもなるのであります。そのなれば、返還前に既成事実を作り上げて、身動きならぬような格好にしておいて、小牧はおれのものだといふ考へがそこはかとなく見えるような気がいたすわけでありまして。さらに運輸省の航空局にお伺ひをいたしたいと思ふのであります。運輸省の航空局が小牧を国際空港にするという気持を立てておるのか、それらを、どういふ点にどういふことになつておるのか、どこに問題があるのか、またそれに対して大蔵省としてはどういふ判断を立てておるのか、それらを、どなたからでもけっこうです。運輸省と大蔵省との話し合いの現状、これに対する大蔵省の検討を簡単に明瞭に一つお伺ひをいたしたい。

○林説明員 ただいま御質問のございました小牧の問題でございますが、地元の方で小牧の飛行場を将来国際空港として使用したいという御要望のあることは、先般の国会においても御質疑がございまして、御答弁申し上げた通りでございます。私も、現在、小牧の飛行場は、国際的にはICAOのオルタネート国際空港といたしまして、オルタネートの空港すなわちこれは代替空港と申しておりますが、そういう指定を受けておる飛行場でございます。まして、われわれとしても、将来南方あるいは東南アジア方面におきましていろいろ航空事業が発達して参りました場合に、小牧の飛行場というものは相

当の重要性を持つてくるであらうといふことは予想しております。従つて、地元の国際空港にしようという御要望に對しましては、われわれとしても十分それは尊重するといふ意思をこの前表明した次第でございます。ただ、現在のものは米軍が接収中でございます。これは新聞等では六月末これが返還されるというふうなことが報道されております。この点につきましては、防衛庁の方で正式に御返事があると思つておりますが、われわれとしては正式には何らその点についての通知は受けておりません。しかしながら、それに近いような話は、現地におきまして担当官が向うの基地司令官に会いました節等には、いろいろとそういう計画についての話はあつたようでありまして、正式には承つておらないのであります。しかし、いづれ小牧の飛行場が返つてくるということは当然予想されることとございまして、運輸省といたしましては、それが返つてくるまでの間に、防衛庁その他これを使用する側といたしまして、当然この将来の使用計画について打ち合せをする必要があるといふことで、打ち合せをやつておる現状でございます。ただ、現在、担当官の間におきまして打ち合せをいたしておるのでございまして、また、その将来の計画について、私も運輸省航空局と防衛庁との間において、最後の話はついてはおりません。

量的な変化にもなるのであります。そのなれば、返還前に既成事実を作り上げて、身動きならぬような格好にしておいて、小牧はおれのものだといふ考へがそこはかとなく見えるような気がいたすわけでありまして。さらに運輸省の航空局にお伺ひをいたしたいと思ふのであります。運輸省の航空局が小牧を国際空港にするという気持を立てておるのか、それらを、どういふ点にどういふことになつておるのか、どこに問題があるのか、またそれに対して大蔵省としてはどういふ判断を立てておるのか、それらを、どなたからでもけっこうです。運輸省と大蔵省との話し合いの現状、これに対する大蔵省の検討を簡単に明瞭に一つお伺ひをいたしたい。

○林説明員 ただいま御質問のございました小牧の問題でございますが、地元の方で小牧の飛行場を将来国際空港として使用したいという御要望のあることは、先般の国会においても御質疑がございまして、御答弁申し上げた通りでございます。私も、現在、小牧の飛行場は、国際的にはICAOのオルタネート国際空港といたしまして、オルタネートの空港すなわちこれは代替空港と申しておりますが、そういう指定を受けておる飛行場でございます。まして、われわれとしても、将来南方あるいは東南アジア方面におきましていろいろ航空事業が発達して参りました場合に、小牧の飛行場というものは相

当の重要性を持つてくるであらうといふことは予想しております。従つて、地元の国際空港にしようという御要望に對しましては、われわれとしても十分それは尊重するといふ意思をこの前表明した次第でございます。ただ、現在のものは米軍が接収中でございます。これは新聞等では六月末これが返還されるというふうなことが報道されております。この点につきましては、防衛庁の方で正式に御返事があると思つておりますが、われわれとしては正式には何らその点についての通知は受けておりません。しかしながら、それに近いような話は、現地におきまして担当官が向うの基地司令官に会いました節等には、いろいろとそういう計画についての話はあつたようでありまして、正式には承つておらないのであります。しかし、いづれ小牧の飛行場が返つてくるということは当然予想されることとございまして、運輸省といたしましては、それが返つてくるまでの間に、防衛庁その他これを使用する側といたしまして、当然この将来の使用計画について打ち合せをする必要があるといふことで、打ち合せをやつておる現状でございます。ただ、現在、担当官の間におきまして打ち合せをいたしておるのでございまして、また、その将来の計画について、私も運輸省航空局と防衛庁との間において、最後の話はついてはおりません。

○林説明員 ただいま御質問のございました小牧の問題でございますが、地元の方で小牧の飛行場を将来国際空港として使用したいという御要望のあることは、先般の国会においても御質疑がございまして、御答弁申し上げた通りでございます。私も、現在、小牧の飛行場は、国際的にはICAOのオルタネート国際空港といたしまして、オルタネートの空港すなわちこれは代替空港と申しておりますが、そういう指定を受けておる飛行場でございます。まして、われわれとしても、将来南方あるいは東南アジア方面におきましていろいろ航空事業が発達して参りました場合に、小牧の飛行場というものは相

当の重要性を持つてくるであらうといふことは予想しております。従つて、地元の国際空港にしようという御要望に對しましては、われわれとしても十分それは尊重するといふ意思をこの前表明した次第でございます。ただ、現在のものは米軍が接収中でございます。これは新聞等では六月末これが返還されるというふうなことが報道されております。この点につきましては、防衛庁の方で正式に御返事があると思つておりますが、われわれとしては正式には何らその点についての通知は受けておりません。しかしながら、それに近いような話は、現地におきまして担当官が向うの基地司令官に会いました節等には、いろいろとそういう計画についての話はあつたようでありまして、正式には承つておらないのであります。しかし、いづれ小牧の飛行場が返つてくるということは当然予想されることとございまして、運輸省といたしましては、それが返つてくるまでの間に、防衛庁その他これを使用する側といたしまして、当然この将来の使用計画について打ち合せをする必要があるといふことで、打ち合せをやつておる現状でございます。ただ、現在、担当官の間におきまして打ち合せをいたしておるのでございまして、また、その将来の計画について、私も運輸省航空局と防衛庁との間において、最後の話はついてはおりません。

○林説明員 ただいま御質問のございました小牧の問題でございますが、地元の方で小牧の飛行場を将来国際空港として使用したいという御要望のあることは、先般の国会においても御質疑がございまして、御答弁申し上げた通りでございます。私も、現在、小牧の飛行場は、国際的にはICAOのオルタネート国際空港といたしまして、オルタネートの空港すなわちこれは代替空港と申しておりますが、そういう指定を受けておる飛行場でございます。まして、われわれとしても、将来南方あるいは東南アジア方面におきましていろいろ航空事業が発達して参りました場合に、小牧の飛行場というものは相

量的な変化にもなるのであります。そのなれば、返還前に既成事実を作り上げて、身動きならぬような格好にしておいて、小牧はおれのものだといふ考へがそこはかとなく見えるような気がいたすわけでありまして。さらに運輸省の航空局にお伺ひをいたしたいと思ふのであります。運輸省の航空局が小牧を国際空港にするという気持を立てておるのか、それらを、どういふ点にどういふことになつておるのか、どこに問題があるのか、またそれに対して大蔵省としてはどういふ判断を立てておるのか、それらを、どなたからでもけっこうです。運輸省と大蔵省との話し合いの現状、これに対する大蔵省の検討を簡単に明瞭に一つお伺ひをいたしたい。

○林説明員 ただいま御質問のございました小牧の問題でございますが、地元の方で小牧の飛行場を将来国際空港として使用したいという御要望のあることは、先般の国会においても御質疑がございまして、御答弁申し上げた通りでございます。私も、現在、小牧の飛行場は、国際的にはICAOのオルタネート国際空港といたしまして、オルタネートの空港すなわちこれは代替空港と申しておりますが、そういう指定を受けておる飛行場でございます。まして、われわれとしても、将来南方あるいは東南アジア方面におきましていろいろ航空事業が発達して参りました場合に、小牧の飛行場というものは相

当の重要性を持つてくるであらうといふことは予想しております。従つて、地元の国際空港にしようという御要望に對しましては、われわれとしても十分それは尊重するといふ意思をこの前表明した次第でございます。ただ、現在のものは米軍が接収中でございます。これは新聞等では六月末これが返還されるというふうなことが報道されております。この点につきましては、防衛庁の方で正式に御返事があると思つておりますが、われわれとしては正式には何らその点についての通知は受けておりません。しかしながら、それに近いような話は、現地におきまして担当官が向うの基地司令官に会いました節等には、いろいろとそういう計画についての話はあつたようでありまして、正式には承つておらないのであります。しかし、いづれ小牧の飛行場が返つてくるということは当然予想されることとございまして、運輸省といたしましては、それが返つてくるまでの間に、防衛庁その他これを使用する側といたしまして、当然この将来の使用計画について打ち合せをする必要があるといふことで、打ち合せをやつておる現状でございます。ただ、現在、担当官の間におきまして打ち合せをいたしておるのでございまして、また、その将来の計画について、私も運輸省航空局と防衛庁との間において、最後の話はついてはおりません。

○林説明員 ただいま御質問のございました小牧の問題でございますが、地元の方で小牧の飛行場を将来国際空港として使用したいという御要望のあることは、先般の国会においても御質疑がございまして、御答弁申し上げた通りでございます。私も、現在、小牧の飛行場は、国際的にはICAOのオルタネート国際空港といたしまして、オルタネートの空港すなわちこれは代替空港と申しておりますが、そういう指定を受けておる飛行場でございます。まして、われわれとしても、将来南方あるいは東南アジア方面におきましていろいろ航空事業が発達して参りました場合に、小牧の飛行場というものは相

当の重要性を持つてくるであらうといふことは予想しております。従つて、地元の国際空港にしようという御要望に對しましては、われわれとしても十分それは尊重するといふ意思をこの前表明した次第でございます。ただ、現在のものは米軍が接収中でございます。これは新聞等では六月末これが返還されるというふうなことが報道されております。この点につきましては、防衛庁の方で正式に御返事があると思つておりますが、われわれとしては正式には何らその点についての通知は受けておりません。しかしながら、それに近いような話は、現地におきまして担当官が向うの基地司令官に会いました節等には、いろいろとそういう計画についての話はあつたようでありまして、正式には承つておらないのであります。しかし、いづれ小牧の飛行場が返つてくるということは当然予想されることとございまして、運輸省といたしましては、それが返つてくるまでの間に、防衛庁その他これを使用する側といたしまして、当然この将来の使用計画について打ち合せをする必要があるといふことで、打ち合せをやつておる現状でございます。ただ、現在、担当官の間におきまして打ち合せをいたしておるのでございまして、また、その将来の計画について、私も運輸省航空局と防衛庁との間において、最後の話はついてはおりません。

○林説明員 ただいま御質問のございました小牧の問題でございますが、地元の方で小牧の飛行場を将来国際空港として使用したいという御要望のあることは、先般の国会においても御質疑がございまして、御答弁申し上げた通りでございます。私も、現在、小牧の飛行場は、国際的にはICAOのオルタネート国際空港といたしまして、オルタネートの空港すなわちこれは代替空港と申しておりますが、そういう指定を受けておる飛行場でございます。まして、われわれとしても、将来南方あるいは東南アジア方面におきましていろいろ航空事業が発達して参りました場合に、小牧の飛行場というものは相

いたいという御意向でありますから、これらの機数、これらの運航の仕方いかんによりましては、民間航空の面にも相当な障害になるというところも考えられますので、その運用方法につきまして防衛庁の計画を聞いて調整する必要がある。この点について打ち合をまだ完了はいたしてありません。それから、航空交通管制の問題でございますが、航空交通管制につきましては、これは、航空局が全面的に航空法に基きましてこれに当るのが、大体法制上から申しましても、また技術的な点から申しましても、当然であるとわれわれは考えております。これに対して、防衛庁側は、防衛庁の航空機に対する管制についての、防衛庁の職員による参画といふような問題が現在ございまして、この点につきましては、将来の管制に要する機材の問題等と関連いたしまして、われわれの方と防衛庁の方との間に調整が必要である、そういう点がございまして、また、飛行場そのものの管理の問題につきましては、これは、われわれは、名古屋の大都市を控えた小牧の飛行場の将来の運用から考えまして、原則として、滑走路を含む西側を航空局で管理し、もし防衛庁がそこを使われる場合には、東側を防衛庁が管理してやられるということではどうかというところで、現在まだ細目、具体的な問題について話し合いを進めておる現状でございます。

○山下説明員 たいだいま航空局長から詳しいお話がありましたので、大体のことは御了承願えたかと思いますが、防衛庁の立場といたしまして若干補足して御説明を申し上げます。防衛庁といたしましては、前国会に

おきまして御説明申し上げましたように、将来小牧の飛行場が返還された場合には、そこに航空団一を置きたいという強い希望を持っております。もちろん、小牧の飛行場は民間飛行場としても非常に大事なところでありまして、防衛庁といたしまして航空団を置きます場合にも、その訓練の実施に当りまして、民間航空に決して支障のないような方法を講じていきたい、かように考えまして、目下、その方法並びに管理のやり方等につきまして、航空局とお打ち合をいたしておるというところは、たいだいま御説明のありました通りであります。

問題として三点あげられましたが、そのうちの二つ、要するに自衛隊機の訓練が非常に頻繁なために、民間航空機に有害な影響がありはしないかという点でございますが、この点少し詳しく申し上げますと、航空団一と申しますと、今お話のありました全大候の戦闘機、F86Dと申しますが、これが定数といまして約四十四機、それからT33と申します練習機、これが定数十七機でありまして、総数大体六十機程度のものが、これが自衛隊がフルにあそびで使います場合の配備機数になるわけでございます。そうしますと、それがどういふふうな間隔でもって訓練を行うかという問題であります。今、今と申すところ、いろいろ私たちが詰めてみましても、一番頻りに訓練を行き、自衛隊として力の充実したときでも、おそらく一つのフライトと次のフライトとの間に十数分の間隔はあるであろう、従って、羽田等の頻繁な使用に比べますと、その点は民間飛行機に對してほとんど無影響であろうという

ふうに考えております。この点の了解を航空局に求めておるところでございます。

第二点の航空管制の問題であります。これは、現在の航空法から申しまして、航空管制を航空局がおやりになるという建前につきましては、問題はないうわけでございます。ただ、自衛隊の立場といたしましては、自衛隊として特殊な訓練をやるわけでございますので、その訓練に支障のないような管制をやつていただくというためにはどうしたらいいか、機材の問題とか、あるいは要員の問題とかいふようなことか、いふことにつきましては、十分納得のいくような取りくみを結びたいというふうに考えておるわけでありまして、

第三の飛行場の管理の問題であります。これは現在幸いに、滑走路をさみまして西側と東側と、民間航空と米軍の使用地区に判然と分れておりますので、ほとんど問題は無いと思ひます。ただ、滑走路等の管理につきまして、これは、航空局としては、当然、民間飛行場ですから、自分の方で管理したいというお気持はよくわかるわけ

でございます。理屈はその通りだと思ひわけでございますが、自衛隊の立場といたしましては、何分にもジェット戦闘機の発着訓練には、民間飛行機とは違つた、飛行場の非常に細かな管理が必要なのであります。そのためには、また相当な人手と経費を要するわけでありまして、そういう点につきましては、十分に航空局の方で納得のいく管理をしていただければいいわけでありまして、またそれができない場合には、私どもとして応分の御援助をしたい、

これもまた細目の取りくめをしたといふ考えでおるわけでありまして、いづれも根本的な対立というものは全くないわけでありまして、ごく細かい点で二、三問題を残しておる現状でございます。早晩に解決をいたしたいと考えております。

○賀屋政府委員 大蔵省といたしましては、当飛行場は、運輸省の民間航空、防衛庁の自衛隊の使用と両方に使つていただきます。いづれを主とし、いづれを従とするかという困難な問題はあろうかと思ひますが、両者に使用していただくという基本的な考えでございます。そのために、両省庁から御説明いたしましたように、こまかい具体的な点についての話し合いを進めておられますので、この話し合いは、今申し上げたように、必ず近いうちにできるものと確信し、また期待をいたしております。

○横山委員 それでは、時間の関係もありまして、国鉄当局にはえらい恐縮であります。お帰り願つて、国鉄の問題はあとにしたいと思ひます。そこで、一点だけ小牧の問題についてお伺いしておきたいと思ひます。根本的な対立はないとおつしやるので、地元としては国際空港に一本やりについてもらいたいという意見がある。それを百歩譲つたにいたしたところで、将来の国際空港を目ざして小牧が前進をするために、今日自衛隊が使用している将来の根拠になるという点については、一体運輸省としては考えられないのであるか。その点は運輸省は地元の要望というものをきわめて誤解をなさつておるようには思ひのだけれども、あなたは一体防衛庁と妥協をなさつ

て、両者の併用を考えておられるようであるけれども、この点について将来に責任を持たれるのか。地元の要望というものをしつかり腹に入れてやつていなるのか。地元は地元、運輸省は運輸省とお考えになるのか。具体的な今お話を伺つた三項目にいたしまして、かりに運輸省の主張するように妥結をいたしたにしてみても、それは将来の国際空港に對して非常な障害になるおそれがあるか。その点をどういふふうにお考えになつておるのか。一つ率直にお伺いをいたしたいと思ひます。

○林説明員 どもつともな御懸念だと思ひます。私どももいたしまして、小牧を将来国際空港を目ざして整備していくということについては、先ほども申し上げた通りでございますが、そのために防衛庁にはあそびを使つてもらはないといふことになれば、民間航空としてはそれは非常に便利でございます。しかしながら、わが国は御承知のごとく非常に土地に不足しております。防衛上の御要望に對してもわれわれはやはり相当の考慮を払うべきものであるというところを考慮するわけでございます。ただ、今委員がおつしやいましたごとく、小牧空港を将来の民間航空の円滑なる運営に支障のないようにするためには、防衛庁があの基地を使われる場合、相当規模において、またその使用方法において、民間航空の立場を尊重していただかなければならないという面があるのでございまして、それは必ずしもそこに配属される機数だけの問題ではございませぬ。その機数がいかに運営されるか、どういふ訓練計画のもとに訓練される

か、それからまたその管制がいかに行われるか、民間航空、特に国際航空の時代にもなれば、さらにスピード化した民間航空機も参りますのでありましようし、また大型化した民間航空機も参りますのでありましようが、それらの航空機と自衛隊の飛行機との間の管制をいかに調整をはかるべきであるか、また、滑走路の問題にいたしまして、そのために国際空港としての使用を妨げるおそれはないか、そういう点を考えればこそ、ただいま申し上げました三つの点について、われわれと防衛庁とが慎重に検討をいたしておるのでございます。その点は決して地元の御意見を軽視したり無視したりしては、責任をとり得るようには、その点について慎重に相談をいたしている次第でございます。

○横山委員 それでは、委員長のたび重なるお話でございますから、これでは質問を打ち切ります。

ただ、政府側各位にお願いしておきたいことは、大蔵省には、先ほど申し上げたように、ぜひともこの際返還された国有財産の基本方針を固めていかれたらいかであらうか、その点を重ねて申し上げておきたい。

それから、運輸省、防衛庁には、私は何も運輸省の味方をするとかなかとかというやばなことで言っているのではありませんが、少くとも、小牧というところは、今日まで非常に大問題の起つたところでありまして、それが今回とにかく県民あげて小牧を国際空港にするということによつてまとまつた今、アメリカ軍が自衛隊にかわつただけで、新しい紛争が起るといふことは

繰り返し私は避けたいと思つてゐるのであります。もちろん防衛庁については防衛庁それ自体の要望があるでありましようけれども、防衛庁自体の要望もさることながら、地元の意見、あるいは将来の中部経済圏の発展のために、防衛庁としても十分にお考えなさるようにはお願いをしておきたいと思ひます。

私の質問は、国有財産はまだ若干ほかに問題はございますけれども、機会を改めることといたしまして、本日はこの程度でやめておきます。

○早川委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十五日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時六分散会